職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって(談話)

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、県職員の給与及び勤務条件について 報告し、あわせて給与の改定について勧告しました。
- 2 県職員の給与改定にあたっては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、 民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に 勘案して検討を行いました。その結果、本年の勧告では、月例給については、県職員 の給与が民間の給与を1人あたり0.17%(617円)下回っていたことから、初任給 及び若年層に重点を置いて、給料表の引上げ改定を行うこととしました。

特別給(ボーナス)についても、県職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから引上げを行い、年間4.45月分としました。月例給及び特別給の引上げは、5年連続となります。

- 3 また、人材の確保・育成、女性職員の採用・登用の拡大、勤務時間の適正な把握や長時間勤務の改善等の働き方改革の推進、心身の健康づくりの充実、定年の引上げなどについて、県において今後とも努力することが必要である旨報告しております。
- 4 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われる ものであり、長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着しています。 県職員においては、民間企業では厳しい経済環境のもと、様々な経営努力が懸命に 行われていることを十分認識し、全体の奉仕者として厳正な規律と高い倫理観を保持 しつつ、県民の公務に寄せる期待と要請に応え、県民に奉仕する県民本位の県政の 推進に全力をあげて取り組まれるよう要望いたします。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨と果たしている役割に十分ご理解を いただき、速やかに本勧告を実施されるよう要請いたします。

また、県民の皆様には、勧告制度の意義及び県職員の適正な処遇を確保することの 必要性について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

平成30年10月12日

富山県人事委員会委員長 久保 精一郎